

井手町グリーン購入基本方針

平成21年4月

井 手 町

(別 表)

【紙 類】

区 分	物 品	判断基準及び配慮事項
情報用紙	コピー用紙	①古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m ² 以下であること。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていることが望ましい。
	印刷用紙（カラー用紙を除く）	①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料となる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 ③塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 ④塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m ² 以下であること。 ⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていることが望ましい。
	印刷用紙（カラー用紙）	①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料となる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m ² 以下であること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利

		用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていることが望ましい。
衛生用紙	トイレット ペーパー	○古紙パルプ配合率 100%であること。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていることが望ましい。

【役 務】

区 分	判断基準及び配慮事項
印 刷	<p>①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的から冊子形状のもの表紙にやむを得ず次に掲げる材料等が使用されている場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットメルト接着剤（難細裂化改良 EVA 系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。） ・プラスチック類（紙のコーティング又はラミネートに使用するものを除く。） ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。）、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。）、合成紙、インディアペーパー ・UV インキ（フォーム印刷に用いる場合又はハイブリッド UV インキを除く。）、発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。）、金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。） ・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの。） ・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） <p>③オフセット印刷については、芳香族成分が 1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>○表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていることが望ましい。</p>

	<p>○古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用が可能な限り抑制されていることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボン紙、ノーカーボン紙 ・ビニル又はポリエチレン等のラミネート紙 ・感熱紙、芳香紙、色紙 <p>○原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていることが望ましい。</p> <p>○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていることが望ましい。</p> <p>○揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていることが望ましい。</p>
--	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット、封筒の印刷とする。
- 2 「芳香族成分」とは、JIS K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。